

議 長	委員長	局 長	係 長	係

第 20 回議会運営委員会 会議記録

日 時	開会	令和 5 年 3 月 29 日 (水) 午前 9 時 58 分				
	休憩					
	閉会	令和 5 年 3 月 29 日 (水) 午前 10 時 34 分				
会議場所	斜里町総合庁舎 3 階 委員会室					
出席委員	委員長	佐々木 健 佑		委員	木 村 耕一郎	
	副委員長	若 木 雅 美		委員	久 保 耕一郎	
	委員	小 暮 千 秋		議長	金 盛 典 夫	
欠席委員	委員 久野 聖 一		委員外議員 須 田 修一郎			
参 考 人						
傍聴者数	一 般 者	名	報道関係者	名	議 員	名
事務局職員	事務局長 平田 和司		議事係長 宮下 直人			
<p>議会運営委員会を開催したので下記により記録する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 専決処分 of 扱いについて (説明者：説明・提案内容)</p> <p>平 田：昨日、正副議長に対して理事者より専決処分についての説明があった。内容について 3 月 20 日に発生した油濁事故に関して、3 月 27 日現在の状況について資料に記載のとおりであるが、これに係る対応経費が 478 千円となっており、急遽の事故対応ということであったため、令和 4 年度の専決処分とさせていただきたいとのことであった。これについては急遽の事故ということから専決処分は致し方がないとの判断に至ったというところである。もう一つが令和 5 年度の専決処分として、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる内容であった。</p> <p>金 盛：油濁事故の専決処分について、通年議会に移行する過程で議論した、災害発生時の応急対応に要する経費、これは専決をやむを得ないということを決めてきた経過がある。もう一点は「日切れ法案」、例としては町税条例の関係があるが、これについても 3 月定例会議において事前に説明を受けることを前提に専決をやむなしとしてきたところである。今回、新たに新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保事業についても専決をしたいとの申し出であったが、これについては今までの議会の考え方からすると外れるところである。新年度予算の中で国より 4,180 万円ほどの補助金が斜里町に来るということで、それに備えて早急に準備をしたいということ、そして接種の時期を可能な限り早めたいということ。住民サービスの提供はもちろん、加えていま抱えているワクチンの在庫の消費期限が迫っているようであり、それを早めに使うことによって次のワクチンを確保するのに国に対しての理由付けになるため、極力早めに執行したいとのことであった。</p>						

5月連休明けから接種を行うには委託業務もあることから1ヵ月ほど期間を要するため、4月早々に予算を確定させなければならないということであり、専決処分とさせてもらえないかということであった。

専決の原則と照らし合わせると、私の一存では判断が難しいので、議運委員皆さんの意見をいただいた上で検討したいと考えている。

(決定事項)

- ・斜里町油濁事故対応にかかる令和4年度補正、および新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業にかかる令和5年度補正について、ともに専決処分とすることはやむを得ないとして議長に意見を付することとした。

(質疑等)

久保：油濁事故について、タンクの容量と流出量は。

平田：容量は報道でも出ていたが19,000ℓ。3月20日時点で8,000ℓ残っていたということであるが、流出量は判明していない。現在調査中とのこと。タンク自体は掘り起こし、今週中には上げるとのことであった。

久保：川に油膜はあるのか。

平田：薄っすらとあるが、それほどではない。

木村：タンクの検査は実施していなかったのか。

平田：定期的に行っている。しかしいつから漏れていたのかは不明とのこと。タンク底に6mm×2mmの穴が開いていた。

金盛：加圧検査は行っていたが、検査には出てこなかったということ。

平田：事故対応について、24日(金)は町対応、以降はダンフーズで対応。

久保：専決処分について、議会を召集してやらなかったから大きな弊害があるかといえばそういう案件ではない。専決としてよいと考える。

木村：原則論としては臨時会議を開く方がベターである。専決としてもよいがどちらにせよ議決は必要であり、専決にしたからそれでよいとはならない。議員にも町民にも丁寧な説明が必要である。ただし時期的に選挙もあり躊躇するところであるが、原則論として臨時会議は開催すべきと考える。

小暮：専決処分とすることで妥当と考える。コロナワクチンは今回初めてのことでなく、速やかに対応すべき。

若木：原則論として臨時会議を開催すべきと考える。改選時期というのは個人の都合である。

木村：今回のコロナワクチンの件については行政側の対応に疑問がある。ワクチンの消費期限など在庫の中でどうに知っていたはず。なぜ3月定例会議で提示しなかったのか。

金盛：3月20日以降に国から補助の通知があったとは聞いている。

木村：原則論はあるが、臨時会議の開催に固執しているわけではない。

久保：考えるべきはこの案件が町民に対して不利益か否か。いずれにしてもただいたずらに臨時会議を開催することは望ましいことではない。これをいかに丁寧に町民に説明するかが大切なことである。

2. その他

特になし。

資料：03 [資料] R4 専決処分 一般会計補正<油濁事故概要>

03 [資料 2] 一般会計補正予算説明資料<ワクチン接種体制確保事業>

音声データ：04 [音声] 230329_第20回議運委員会(mp3)